

連結貸借対照表 第24期末 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	61,567,751
コールローン及び買入手形	904,328
買現先勘定	30,571,427
債券貸借取引支払保証金	1,771,938
買入金銭債権	4,162,850
特定取引資産	30,477,937
金銭の信託	622,709
有価証券	42,632,517
貸出金	99,753,193
外国為替	2,754,033
金融派生商品	6,187,816
その他資産	7,202,972
有形固定資産	1,137,346
建物	359,021
土地	560,025
リース資産	18,244
建設仮勘定	43,727
その他の有形固定資産	156,327
無形固定資産	882,257
ソフトウェア	518,250
のれん	140,127
リース資産	10,217
その他の無形固定資産	213,662
退職給付に係る資産	776,413
繰延税金資産	238,473
支払承諾見返	11,233,375
貸倒引当金	△637,302
資産の部合計	302,240,042

科目	金額
(負債の部)	
預金	165,937,062
譲渡性預金	11,914,568
コールマネー及び売渡手形	3,191,543
売現先勘定	37,731,778
債券貸借取引受入担保金	1,968,469
コマーシャル・ペーパー	1,921,799
特定取引負債	19,146,460
借入金	5,098,065
外国為替	1,188,938
短期社債	524,540
社債	15,444,980
信託勘定借	687,707
金融派生商品	7,657,456
その他負債	6,737,864
賞与引当金	259,620
変動報酬引当金	2,880
退職給付に係る負債	72,664
役員退職慰労引当金	403
貸出金売却損失引当金	6,707
偶発損失引当金	15,789
睡眠預金払戻損失引当金	4,936
債券払戻損失引当金	6,850
特別法上の引当金	5,386
繰延税金負債	31,222
再評価に係る繰延税金負債	45,074
支払承諾	11,233,375
負債の部合計	290,836,151
(純資産の部)	
資本金	2,256,767
資本剰余金	1,129,730
利益剰余金	6,831,168
自己株式	△311,529
株主資本合計	9,906,137
その他有価証券評価差額金	1,314,449
繰延ヘッジ損益	△855,219
土地再評価差額金	94,371
為替換算調整勘定	630,802
退職給付に係る調整累計額	225,704
在外関係会社における債務評価調整額	△925
その他の包括利益累計額合計	1,409,182
新株予約権	1,208
非支配株主持分	87,361
純資産の部合計	11,403,890
負債及び純資産の部合計	302,240,042

連結損益計算書 第24期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		9,085,438
資金運用収益	5,851,595	
貸出金利息	2,785,659	
有価証券利息配当金	929,657	
コールローン利息及び買入手形利息	18,125	
買現先利息	788,222	
債券貸借取引受入利息	46,643	
預け金利息	887,638	
その他の受入利息	395,649	
信託報酬	67,001	
役務取引等収益	1,311,948	
特定取引収益	898,858	
その他業務収益	430,498	
その他経常収益	525,536	
償却債権取立益	6,265	
その他の経常収益	519,270	
経常費用		7,512,278
資金調達費用	4,474,506	
預金利息	1,677,004	
譲渡性預金利息	494,445	
コールマネー利息及び売渡手形利息	24,972	
売現先利息	1,381,046	
債券貸借取引支払利息	37,451	
コマーシャル・ペーパー利息	96,394	
借入金利息	55,561	
短期社債利息	6,905	
社債利息	443,047	
その他の支払利息	257,676	
役務取引等費用	231,530	
特定取引費用	3,947	
その他業務費用	372,617	
営業経費	2,103,458	
その他経常費用	326,218	
貸倒引当金繰入額	105,597	
その他の経常費用	220,620	
経常利益		1,573,159
特別利益		93,838
固定資産処分益	12,062	
退職給付信託返還益	69,762	
関係会社株式等売却益	8,849	
その他の特別利益	3,163	
特別損失		44,712
固定資産処分損	18,601	
減損損失	24,971	
その他の特別損失	1,139	
税金等調整前当期純利益		1,622,285
法人税、住民税及び事業税	453,785	
法人税等還付税額	△20,383	
法人税等調整額	△65,275	
法人税等合計		368,127
当期純利益		1,254,157
非支配株主に帰属する当期純利益		5,525
親会社株主に帰属する当期純利益		1,248,632

連結株主資本等変動計算書 第24期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	2,256,767	1,129,730	6,046,578	△9,462	9,423,614
当期変動額					
剰余金の配当			△368,910		△368,910
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,248,632		1,248,632
自己株式の取得				△404,325	△404,325
自己株式の処分		4		2,258	2,263
自己株式の消却		△99,999		99,999	-
土地再評価 差額金の取崩			4,309		4,309
持分法適用会社の減 少等に伴う利益剰余 金変動額			554		554
利益剰余金から 資本剰余金への振替		99,994	△99,994		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	784,589	△302,066	482,523
当期末残高	2,256,767	1,129,730	6,831,168	△311,529	9,906,137

	その他の包括利益累計額									
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	在外関係 会社 における 債務評価 調整額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	867,697	△465,204	98,680	398,783	119,654	△1,014	1,018,596	5	81,536	10,523,753
当期変動額										
剰余金の配当										△368,910
親会社株主に帰属 する当期純利益										1,248,632
自己株式の取得										△404,325
自己株式の処分										2,263
自己株式の消却										-
土地再評価 差額金の取崩										4,309
持分法適用会社の減 少等に伴う利益剰余 金変動額										554
利益剰余金から 資本剰余金への振替										-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	446,751	△390,015	△4,309	232,018	106,050	89	390,585	1,203	5,824	397,614
当期変動額合計	446,751	△390,015	△4,309	232,018	106,050	89	390,585	1,203	5,824	880,137
当期末残高	1,314,449	△855,219	94,371	630,802	225,704	△925	1,409,182	1,208	87,361	11,403,890

貸借対照表 第24期末 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,183,185	流動負債	1,851,706
現金及び預金	37,023	短期借入金	815,000
前払費用	6,403	未払金	5,678
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,012,352	未払費用	115,903
その他の流動資産	127,405	未払法人税等	299
固定資産	17,222,982	預り金	1,473
有形固定資産	46,719	前受収益	90
建物	14,321	賞与引当金	3,510
器具及び備品	227	変動報酬引当金	1,397
土地	32,125	1年内償還予定の社債	893,352
建設仮勘定	5	1年内返済予定の長期借入金	15,000
その他の有形固定資産	39	固定負債	10,653,495
無形固定資産	20,144	社債	10,470,416
商標権	3	長期借入金	150,000
ソフトウェア	16,612	退職給付引当金	14,802
その他の無形固定資産	3,529	その他の固定負債	18,277
投資その他の資産	17,156,118	負債の部合計	12,505,201
投資有価証券	2	(純資産の部)	
関係会社株式	6,034,942	株主資本	5,900,888
関係会社長期貸付金	11,060,416	資本金	2,256,767
長期前払費用	636	資本剰余金	1,196,659
前払年金費用	37,365	資本準備金	1,196,659
繰延税金資産	417	利益剰余金	2,755,323
その他	22,338	利益準備金	4,350
		その他利益剰余金	2,750,973
		繰越利益剰余金	2,750,973
		自己株式	△307,862
		評価・換算差額等	72
		その他有価証券評価差額金	72
		新株予約権	5
資産の部合計	18,406,168	純資産の部合計	5,900,966
		負債及び純資産の部合計	18,406,168

損益計算書 第24期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	628,233
関係会社受取配当金	569,896
関係会社受入手数料	58,337
営業費用	69,650
販売費及び一般管理費	69,650
営業利益	558,582
営業外収益	321,627
貸付金利息	319,574
その他の営業外収益	2,053
営業外費用	321,211
支払利息	6,077
社債利息	302,975
社債発行費	9,410
その他の営業外費用	2,747
経常利益	558,998
特別損失	36
固定資産処分損	30
投資有価証券売却損	5
税引前当期純利益	558,962
法人税、住民税及び事業税	△1,949
法人税等調整額	△2,164
法人税等合計	△4,113
当期純利益	563,075

株主資本等変動計算書 第24期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本剰余金				利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益		自己株式	
						剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,256,767	1,196,659	-	1,196,659	4,350	2,656,803	2,661,153	△7,222	6,107,357
当期変動額									
剰余金の配当						△368,910	△368,910		△368,910
当期純利益						563,075	563,075		563,075
自己株式の取得								△402,627	△402,627
自己株式の処分			4	4				1,988	1,993
自己株式の消却			△99,999	△99,999				99,999	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替			99,994	99,994		△99,994	△99,994		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	94,170	94,170	△300,639	△206,469
当期末残高	2,256,767	1,196,659	-	1,196,659	4,350	2,750,973	2,755,323	△307,862	5,900,888

	評価・ 換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	新株予約権	
当期首残高	57	5	6,107,420
当期変動額			
剰余金の配当		△368,910	
当期純利益		563,075	
自己株式の取得		△402,627	
自己株式の処分		1,993	
自己株式の消却		-	
利益剰余金から 資本剰余金への振替		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	15	-	15
当期変動額合計	15	-	△206,453
当期末残高	72	5	5,900,966

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京 事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 暢子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 崇裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 辰也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京 事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 暢子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 崇裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 辰也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度における取締役および執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 一 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査グループ等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社みずほフィナンシャルグループ 監 査 委 員 会
監 査 委 員 大 野 恒 太 郎
監 査 委 員 内 田 貴 和
監 査 委 員 手 塚 正 彦
監 査 委 員 平 間 久 顕

(注) 監査委員 大野恒太郎、内田貴和、および手塚正彦は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上